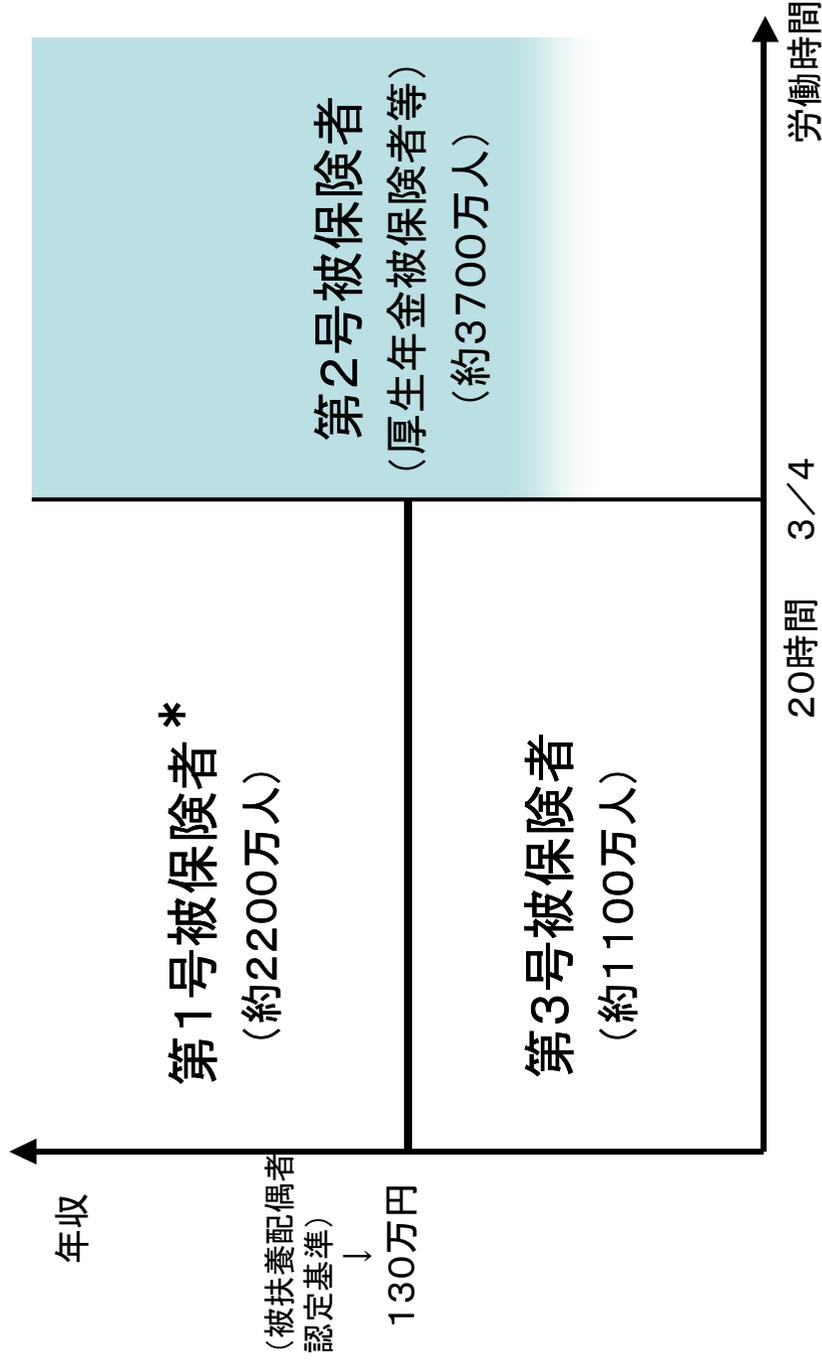
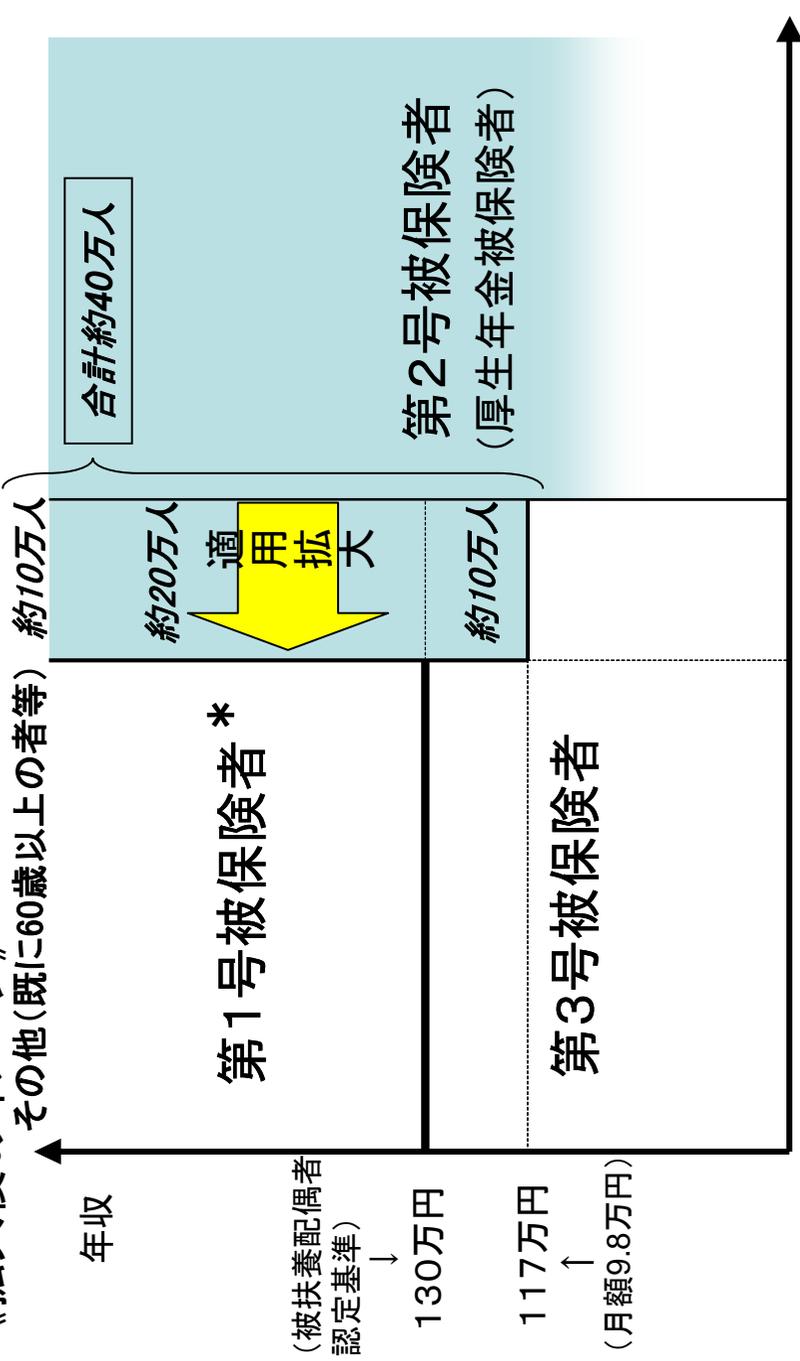


パート労働者に対する厚生年金の適用範囲

《現行》



《拡大後のイメージ》



* 第1号被保険者には、年収130万円以上の被用者の被扶養配偶者のほか、年収を問わず、独身者や自営業者の家族などが含まれる。

(注) 拡大に伴う影響人数(合計約40万人)は、一定の前提を置いた粗い試算

社会保険適用に伴うパート労働者の給付と負担の変化のイメージ (報酬月額10万円、加入期間1年の場合の例)

1. 自営業者の妻、母子家庭の母等の場合

	適用関係の変化	保険料負担の変化	給付の変化
厚生年金	国年1号 →厚年	年額: 約8万3千円減 (月額 6,900円減)	約16万4千円増【平均寿命までの26年間の合計】 (月額 500円増) ※ 育児休業中は保険料を免除
健康保険	国保(自営業者の妻) →健保(本人)	年額: 約4千円増 (月額 300円増) ※介護保険料を含む場合	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金【日給の6割(平成19年度から2/3)相当額、最長1年6か月間】(総額最高約107万円支給) ・出産手当金【日給の6割(平成19年度から2/3)相当額、約100日間】(総額最高約20万円支給) ※ 育児休業中は保険料を免除 ※ 付加給付: 健康保険組合によっては、一部負担還元金等が支給
	国保(母子家庭の母) →健保(本人)	年額: 約4千円減 (月額 300円減) ※介護保険料を含む場合	

2. サラリーマンの被扶養配偶者の場合

	適用関係の変化	保険料負担の変化	給付の変化
厚生年金	国年3号 →厚年	年額: 約8万6千円増 (月額 7,200円増)	約16万4千円増【平均寿命までの26年間の合計】 (月額 500円増) ※ 育児休業中は保険料を免除 ・年金受給総額(基礎年金分を除く)が保険料負担に見合うのは77歳8ヶ月のとき
健康保険	健保(被扶養者) →健保(本人)	年額: 約5万5千円増 (月額 4,600円増) ※介護保険料を含む場合	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金【日給の6割(平成19年度から2/3)相当額、最長1年6か月間】(総額最高約107万円支給) ・出産手当金【日給の6割(平成19年度から2/3)相当額、約100日間】(総額最高約20万円支給) ※ 育児休業中は保険料を免除 ※ 付加給付: 健康保険組合によっては、一部負担還元金等が支給

- ・生涯の負担と給付については、賃金・物価スライド等は加味していない機械的な試算
- ・昭和40年生の女性の場合(厚生年金の支給開始年齢64歳、60歳時平均余命30年0か月)

- (注)
- ・標準報酬月額を98,000円を適用。
 - ・厚生年金における保険料率は、平成18年9月～19年8月の14.642%で、国民年金の保険料は、平成19年度の14,100円を使用。
 - ・健康保険における保険料率は、政府管掌健康保険の場合(保険料率9.43%:一般保険料率8.2%、介護保険料率1.23%)で計算。また、健康保険組合における保険料率の平均は、平成16年度においては約8.5%(一般保険料率約7.5%、介護保険料率約1.0%)。なお、国民健康保険における保険料は、平成16年度の全国平均を使用。

厚生年金適用に伴うパート労働者本人の給付と負担の変化のイメージ (報酬月額10万円、加入期間1年又は2年の場合の例)

○ 厚生年金の制度設計は、「生涯を通じて負担する保険料の合計額」「生涯を通じて受給する年金の合計額」のいずれも、「報酬」と「加入期間」に比例する仕組み。

生涯の保険料負担合計額 : 保険料月額(報酬×保険料率)×加入期間

生涯の年金給付合計額 : 年金月額 (報酬×給付乗率 ×加入期間) ×受給期間

○ このため、保険料負担と年金給付の「実額」は、個々人の「報酬」と「加入期間」に応じ様々だが、その「相対関係」は、変わらない。

⇒ 下記の例(報酬月額10万円、加入期間1年又は2年)より「報酬」が高く、又は「加入期間」が長くても、「負担が2倍となれば給付も2倍、負担が10倍となれば給付も10倍」という関係が維持される

(注)国民年金保険料は定額であるため、「保険料負担の変化」と「報酬」は必ずしも比例しない

【報酬月額10万円、加入期間1年又は2年の場合の例】 *パートの平均勤続期間は女性5.0年、男性3.7年(17年賃金構造基本統計調査)*

被保険者種別の変化	加入期間	保険料負担の変化	年金給付の変化
1号→2号 (自営業者の妻) (独身者)	1年	約8万3千円減【1年間の合計】 (月額 6,925円減)	約16万4千円増【平均寿命までの26年間の合計】 (月額 526円増)
	2年	約16万6千円減【2年間の合計】 (月額 6,925円減)	約32万9千円増【平均寿命までの26年間の合計】 (月額1,053円増)
3号→2号 (サラリーマンの妻)	1年	約8万6千円増【1年間の合計】 (月額 7,175円増)	約16万4千円増【平均寿命までの26年間の合計】 (月額 526円増)
	2年	約17万2千円増【2年間の合計】 (月額 7,175円増)	約32万9千円増【平均寿命までの26年間の合計】 (月額1,053円増)

(注)・保険料と年金額の月額については、19年4月水準で計算
 ・生涯の負担と給付については、賃金・物価スライド等は加味していない機械的な試算
 ・昭和40年生の女性の場合(厚生年金の支給開始年齢64歳、60歳時平均余命30年0か月)

平均寿命の伸び

(将来推計人口(平成18年推計)の死亡中位推計に基づく)

		2005年	→	2025年	→	2055年	< 前回推計 (2050年) >
平均寿命	男性	78.53 歳 (78歳 6月)	→	81.39 歳 (81歳 5月)	→	83.67 歳 (83歳 8月)	< 80.95 歳 <(80歳11月)>
	女性	85.49 歳 (85歳 6月)	→	88.19 歳 (88歳 2月)	→	90.34 歳 (90歳 4月)	< 89.22 歳 <(89歳 3月)>
60歳の平均余命	男性	22.06 年 (82歳 1月)	→	24.36 年 (84歳 4月)	→	26.25 年 (86歳 3月)	< 23.82 年 <(83歳10月)>
	女性	27.62 年 (87歳 7月)	→	29.97 年 (90歳 0月)	→	31.88 年 (91歳11月)	< 30.76 年 <(90歳 9月)>
(生命表上) 90歳まで生存する割合	男性	19.2 %	→	29.1 %	→	37.7 %	< 26.6 % >
	女性	42.3 %	→	53.9 %	→	62.4 %	< 56.7 % >

(注1)平成18年推計の将来推計人口における死亡中位推計。ただし、前回推計は平成14年推計。

(注2)60歳の平均余命の()内は、平均余命を平均死亡時点に換算したものである。

(注3)(生命表上)90歳まで生存する割合とは、各時点における生命表(死亡状況)を一定不変とした場合に出生者数に対して90歳まで生存する者の割合を示したものである。

パート労働者に対する適用拡大と遺族年金

主婦であるパート労働者の場合、厚生年金が適用され老齢年金が増えても、夫の遺族年金の方が高い場合が多いので、メリットがないとの意見もある。

しかしながら、下記のとおり、妻が自分名義の老齢年金を増やしておくことは有意義であり、パート労働者に対する厚生年金の適用拡大にはメリットがある。

1. 年金受給後夫婦共に暮らす期間が伸びていること

○ 現在では男性の平均寿命も伸びており、平均的に見れば、「遺族となった後の期間」よりも「年金受給後夫婦共に暮らす期間」の方がはるかに長くなっている。

⇒ 妻が自分名義の老齢年金を増やすことで、夫婦の年金を充実させることができる

(注)昭和40年生まれの女性の平均寿命(60歳時平均余命)は90歳0月

昭和40年生まれの男性の平均寿命(60歳時平均余命)は84歳4月

⇒ 同年齢の場合 : 「年金受給後夫婦共に暮らす期間」20年4月、「遺族となった後の期間」5年8月

夫が3歳年上の場合 : 「年金受給後夫婦共に暮らす期間」17年4月、「遺族となった後の期間」8年8月

2. 遺族年金の受給には不確実な要素があること

○ 遺族年金は、

① 離婚をした場合

② 夫が25年の納付要件を満たす前に失業中に死亡した場合

③ 夫死亡時の妻の収入が高く、生計維持要件を満たさない場合

などには受給できず、不確実な要素がある。

⇒ 妻がより確実性の高い自分名義の老齢年金を増やしておくことは重要

社会保険(厚生年金・健康保険・介護保険)の適用拡大の際の

事業主負担の増加額の推計

<前提> 厚生労働省案の内容で影響を試算

○新たに適用対象となるパート労働者の要件

①所定労働時間が20時間以上、②賃金月額が98,000円以上、③勤続年数1年以上

○従業員「300人」以下の中小零細事業所の事業主については、当面、適用を猶予する

※
→ 新たに適用対象となるパート労働者数を10~20万人と推計

<事業主負担の増加額> 200~300億円

うち、厚生年金 100~200億円 ※

健康保険・介護保険 100億円程度(介護保険は10億円未満)

(注) 100~200億円は、厚生年金全体の現在の事業主負担10兆円程度と比べて0.1%~0.2%程度

※ 自由民主党年金委員会・厚生労働部会合同会議の「パート労働者への社会保険適用に関する確認事項(平成19年3月27日)」及び公明党社会保障制度調査会、年金制度委員会、厚生労働部会合同会議の「パート労働者への社会保険適用に関する確認事項(平成19年3月28日)」の修正による影響は、修正を行わない場合と比べ、1割程度と見込まれる。

厚生年金・国民年金 保険料の比較

	20時間以上 または 年収65万円以上 (標準報酬月額 58,000円)	標準報酬月額の下限 (標準報酬月額 98,000円)	国民年金保険料
現在 19年4月～19年8月 厚年 14.642%	8,492円	14,349円	14,100円 (19年4月～20年3月)
将来 29年9月～ 厚年 18.3%	10,614円	17,934円	16,900円 (平成16年度価格)

標準報酬月額等級表（厚生年金）

標準報酬		報酬月額	厚生年金保険料		被保険者数		
			厚生年金保険料率				
等級	月額	円以上	円未満	14.642% (平成18年9月～平成19年8月)		計	割合
				全額(円)	折半額(円)		
		円以上	円未満			計 32,491,043人	
1	98,000	~	101,000	14,349.16	7,174.58	397,401	1.2%
2	104,000	101,000	~ 107,000	15,227.68	7,613.84	99,562	0.3%
3	110,000	107,000	~ 114,000	16,106.20	8,053.10	184,897	0.6%
4	118,000	114,000	~ 122,000	17,277.56	8,638.78	335,572	1.0%
5	126,000	122,000	~ 130,000	18,448.92	9,224.46	390,492	1.2%
6	134,000	130,000	~ 138,000	19,620.28	9,810.14	516,780	1.6%
7	142,000	138,000	~ 146,000	20,791.64	10,395.82	580,889	1.8%
8	150,000	146,000	~ 155,000	21,963.00	10,981.50	852,677	2.6%
9	160,000	155,000	~ 165,000	23,427.20	11,713.60	871,624	2.7%
10	170,000	165,000	~ 175,000	24,891.40	12,445.70	910,492	2.8%
11	180,000	175,000	~ 185,000	26,355.60	13,177.80	999,541	3.1%
12	190,000	185,000	~ 195,000	27,819.80	13,909.90	962,045	3.0%
13	200,000	195,000	~ 210,000	29,284.00	14,642.00	1,739,068	5.4%
14	220,000	210,000	~ 230,000	32,212.40	16,106.20	2,087,505	6.4%
15	240,000	230,000	~ 250,000	35,140.80	17,570.40	2,021,837	6.2%

※ 国民年金保険料 13,860円（平成18年度）
14,100円（平成19年度）

標準報酬		報酬月額	厚生年金保険料		被保険者数		
			厚生年金保険料率				
等級	月額	円以上	円未満	14.642% (平成18年9月～平成19年8月)		計	割合
				全額(円)	折半額(円)		
		円以上	円未満				
16	260,000	250,000	~ 270,000	38,069.20	19,034.60	2,062,186	6.3%
17	280,000	270,000	~ 290,000	40,997.60	20,498.80	1,800,134	5.5%
18	300,000	290,000	~ 310,000	43,926.00	21,963.00	1,829,925	5.6%
19	320,000	310,000	~ 330,000	46,854.40	23,427.20	1,509,422	4.6%
20	340,000	330,000	~ 350,000	49,782.80	24,891.40	1,340,029	4.1%
21	360,000	350,000	~ 370,000	52,711.20	26,355.60	1,299,879	4.0%
22	380,000	370,000	~ 395,000	55,639.60	27,819.80	1,344,281	4.1%
23	410,000	395,000	~ 425,000	60,032.20	30,016.10	1,492,594	4.6%
24	440,000	425,000	~ 455,000	64,424.80	32,212.40	1,190,540	3.7%
25	470,000	455,000	~ 485,000	68,817.40	34,408.70	952,616	2.9%
26	500,000	485,000	~ 515,000	73,210.00	36,605.00	904,542	2.8%
27	530,000	515,000	~ 545,000	77,602.60	38,801.30	639,546	2.0%
28	560,000	545,000	~ 575,000	81,995.20	40,997.60	525,375	1.6%
29	590,000	575,000	~ 605,000	86,387.80	43,193.90	462,330	1.4%
30	620,000	605,000	~ 635,000	90,780.40	45,390.20	2,187,262	6.7%

※ 被保険者数は平成17年3月末のもの

諸外国における短時間労働者に対する適用

○アメリカ [2006年]

被用者については、報酬 (earnings) の多寡や労働時間の長短を問わず、すべて適用し、保険料が賦課される。(年金額算定の根拠となる保険料記録は、年970ドル [111,065円] 以上の収入について行われる。)

○イギリス [2006年]

報酬 (earnings) が週84ポンド [17,052円] 以上の被用者は強制加入。(低所得者・無業者などは任意加入。)
※週84ポンド→年換算 (5.2倍) すると4,368ポンド [886,704円] に相当

○ドイツ [2005年]

月の報酬 (earnings) が400ユーロ [54,600円] 以上又は週の労働時間が15時間以上である場合は強制加入。(400ユーロ未満かつ週の労働時間が15時間未満の場合は任意加入。)(加入しない場合でも、事業主に対して、年間2か月又は50日未満の短期間雇用の場合を除き、報酬の12%に相当する保険料が賦課される。)
※月収400ユーロ→年換算 (1.2倍) すると4,800ユーロ [655,200円] に相当

○フランス [2004年]

報酬 (earnings) を有する者については、強制適用対象となる。(年1,522ユーロ [201,665円] 以上の収入がある場合1四半期の保険期間を得ることができる(1暦年につき最大4四半期まで)。)

○スウェーデン [2006年] : 申告対象となる収入 (income) (年間16,800クローネ [252,000円] 以上) を有する者は強制加入。

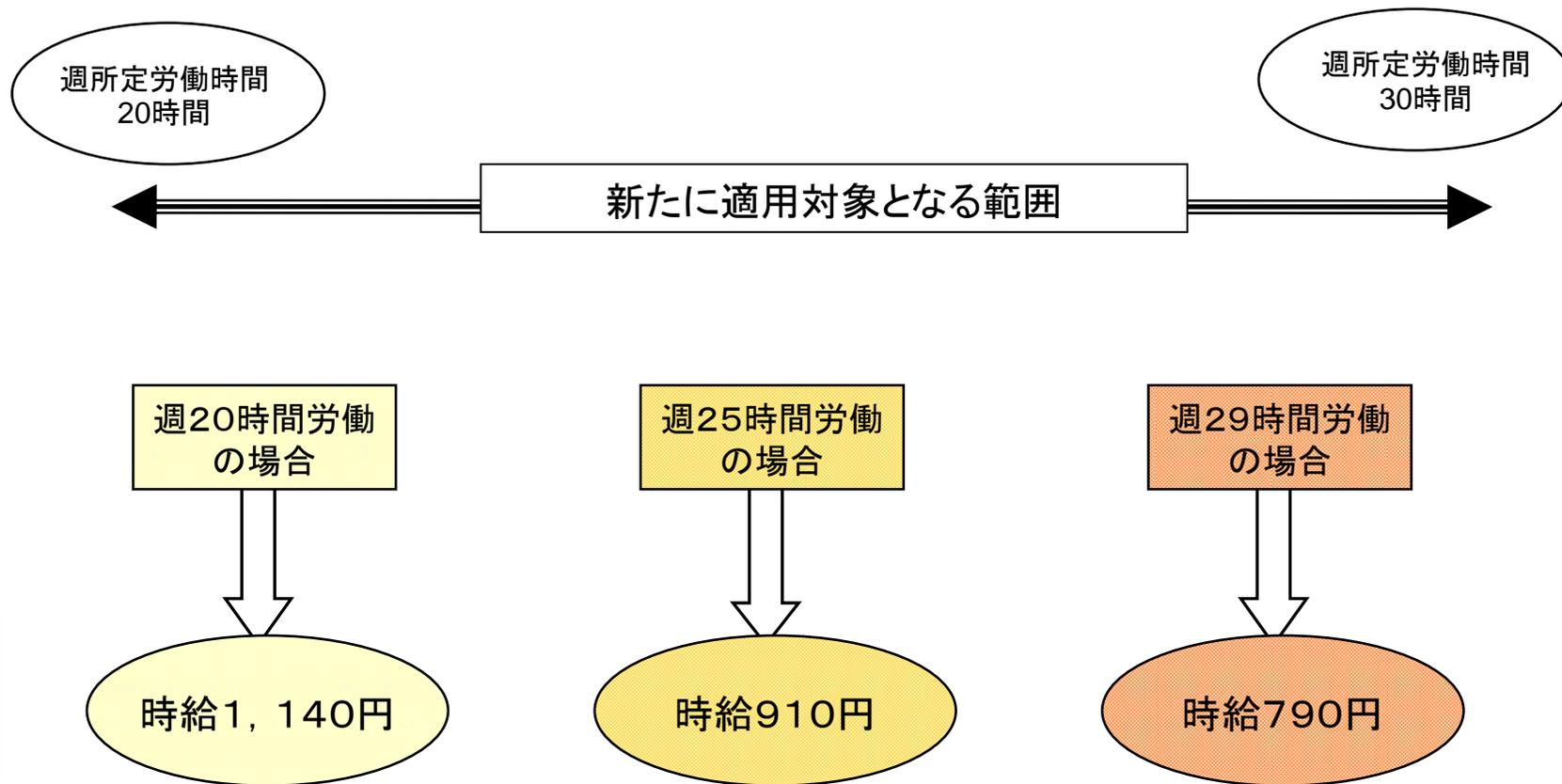
○オランダ [2006年] : 被用者はすべて強制加入。

○カナダ (カナダ年金制度: 所得比例年金) [2005年]

年間基礎控除額 (年間3,500ドル [295,750円]) を超える報酬 (earnings) を有する者は強制加入

(注) 資料中の円表示は、日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」より、それぞれ調査年の平均レートを算出し、換算 (1ドル=114.5円、1ポンド=203円、1ユーロ=132.5円 (2004年)、136.5円 (2005年)、1クローネ=15円、1カナダドル=84.5円)。

「月収98,000円」と新たに適用対象となる パート労働者の労働時間ごとの時給の関係



※1月=4.3週として計算、10円単位で四捨五入。